

## 横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、横須賀市地球温暖化対策地域協議会（以下「本会」という。）とする。

(目的)

第2条 本会は、市民、事業者、民間団体及び市等が協働して環境に配慮した行動を積極的かつ継続的に実践することにより、地域の実情に即した地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(基本方針)

第3条 本会の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 会員は、地球温暖化問題について学び、日常生活や事業活動において地球温暖化対策に資する行動・活動を実践する。
- (2) 会員の主体的な協働により、ハード・ソフトを組み合わせた事業の計画を立案し、実施することで、地球温暖化対策への一層の推進を図る。
- (3) 本会の活動や地球温暖化に関する情報などを広く発信し、地球温暖化対策への取り組みの輪を広げるとともに、取り組みの支援に努める。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策の具体的な行動・活動の普及促進に関すること。
- (2) 自然エネルギーの利用促進や普及啓発、省エネルギーの取り組みの推進に関すること。
- (3) 低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）等の推進に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第5条 本会の趣旨に賛同し、横須賀市内に居住若しくは勤務、通学する者又は同市内で事業活動する事業者若しくは団体及び市等が会員となることができる。

2 会員の種類は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の活動に取り組む個人又は団体。
- (2) 賛助会員 本会へ金銭、物資、専門知識等の提供、又は活動への協力、若しくは本会の活動に関する情報提供を希望する個人又は団体。

- 3 正会員と賛助会員は、会員の属性により個人会員と団体会員に区分する。
- 4 正会員はプロジェクトチームに加入するものとする。ただし、団体会員については、プロジェクトチームに加入せず単独での活動を認めるものとし、プロジェクトチームと同様に、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」の施策分野に沿った事業を、主体的に計画、実施、まとめを行うものとする。

(入会)

第6条 本会への入会は、入会申込書により会長に申し込むものとする。

(会員区分の変更)

第7条 正会員から賛助会員、又は、賛助会員から正会員へ会員区分を変更する場合は、会員区分変更申込書により、会長へ申し込むものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の承認により、会員資格を喪失し退会とする。

- (1) 会員の死亡又は会員である事業者・団体等が消滅した場合。
- (2) 会員と継続して2年以上連絡がとれなかった場合。
- (3) 正会員が特段の理由なく1年以上活動をしなかった場合。
- (4) プロジェクトチームリーダーからプロジェクトチームに参加する正会員の退会依頼があった場合。
- (5) 会員が法令又は公序良俗に反する行為を行った場合。

(理事)

第9条 本会に理事を置き、代議制とする。

2 理事は、総会において、正会員が選任する。

3 理事の資格は、正会員であるプロジェクトチームの構成員、又は正会員でプロジェクトチームに加入せず単独で活動する団体会員であることとする。

4 理事の定員は20名以内とする。ただし、各プロジェクトチームからは3名以内とする。

5 理事の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな理事が選任されるまではその職務を行うものとする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

3 会長は、本会を代表するとともに、会務を統括する。

4 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が不在のとき、その職務を代理する。

5 監事は、正会員の中から総会において選任する。

6 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな役員が選任されるまではその職務を行うものとする。

(理事会)

第11条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 理事会の決定は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会は、本会の最高意思決定機関として、以下に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 本会の運営方針に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) プロジェクトチームの増設及び統廃合に関すること。
- (5) その他、総会で報告する必要がある事項に関すること。

(総会)

第12条 総会は、正会員をもって構成し、必要に応じ毎年1回以上、会長が招集し、その議長となる。

2 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会は、以下に掲げる事項を協議し、決定するほか、本会の活動報告及び意見交換を行う。

- (1) 理事及び監事の選出に関すること。
- (2) 規約の改正に関すること。

(プロジェクトチーム)

第13条 「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」の施策分野に沿い、プロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームは正会員で構成する。

3 プロジェクトチームの増設や統廃合は、理事会で協議し、決定する。

4 プロジェクトチームの中にグループを作り活動を細分化することができる。

5 プロジェクトチームには、リーダー、サブリーダーを置く。

6 プロジェクトチームは、以下に掲げる事項を協議し、実施する。

(1) 事業計画の立案

(2) 事業の実施

(3) 事業実施結果のまとめ

(4) 理事会及び総会への報告、提言等

7 プロジェクトチーム間の連携を図るため、各プロジェクトチームのリーダー等で構成されるリーダー会議を置くことができる。

(経費)

第14条 本会に必要な経費は、市からの交付金、国等からの支援金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、横須賀市環境政策部環境企画課内に置き、庶務及び会計事務を処理する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成18年10月27日から施行する。

附則

この規約は、平成 20 年 10 月 17 日から施行する。

附則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 24 年 2 月 9 日から施行する。

附則

平成 24 年 2 月 8 日までに入会した会員については、別に定める方法により会員の種類の選択を行う。

附則

この規約は、平成 26 年 4 月 10 日から施行する。